昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成21年10月15日発行第394号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

10
2009

土呂部ダム

No.394

Index

1 貢献
2 業務特集 会社法の概要
4 栃木県行政書士会カレンダー（11月）
他会の動きダイジェスト
5 日行連だより
特区、規制改革、公共サービス改革集中受付に係る説明会
6 平成21年度建設業者講習会の開催について
7 農用地利用計画変更（農振除外）申出の凍結（栃木市）
事業承継施策説明会開催について
道路運送車両法の一部改正に伴う自動車税等の納税確認について
8 成年後見研修会・基礎講座（都市計画法）
産業廃棄物収集運搬行特別研修会開催
9 電子申請講座
10 おじゃましま～す！
支局情報
12 支局かわら版（足利支部）
13 アドちゃんの談話室
14 木もれび・交差点
15 外国人関係相談機関連絡会議に参加して
16 会員の動き

©高井一郎
マスコットキャラクター
アドちゃん

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

貢　献

副会長　　青木 勇夫

確か、昭和５５年だったと思います。私が、行政書士試験を受験した時の作文の出題名は、「行政書士の社会的使命について述べよ」ということでありました。

さて、このたび「貢献」というお題をいただき、どのようなことを述べるべきかを考える時、先ずは少しの例外は否めないものの、大局的には日本の国、そして世界の国々の人々皆が、それぞれの状況下で、それぞれの形で、そしてそれぞれの使命を果たしているからこそ、平和な社会秩序が構築されているものと思います。すなわち日本、そして世界の皆がそれぞれの立場で「貢献」をしているからこそ、この平和な社会が成り立っているものと考えます。よって、「貢献」は何時の時代においても人の社会には絶対的に不可欠なことであり、その時に生きる人々に課せられた義務であるとも考えます。

こと、栃木県行政書士会に着目してみると、本年度もスタートして早や６箇月、会務運営も順風満帆に推移しているものと思います。この順風満帆の「状況の要因は・・・」と問われると、先ずは役職員の「和合」が考えられ、大いに歓迎できるものでございます。そして、業務研修においても新会長の創意工夫により、会員の地位の向上と業務の安定化を図ることを目的とした、新しい形で栃木会独自での「成年後見研究会」・「ＡＤＲ研究会」・「著作権研究会」等の設立と発足です。そして、この結果の果実が加えられ書士業務のより強い確立が出来得ることを願って止みません。そうして、今までの業務に新年度事業を併せて、行政書士としての更なる社会への「貢献」をしていかなければなりません。

しかしながら、現在においては先の衆院選挙の結果により新しい期待を担い、民主党鳩山内閣が発足始動したものの、一昨年の１０月に米国で発生し、世界経済を百年に一度という危機に突き落とし震撼させたリーマンショック。これが起因した世界同時不況がなお続き、国内において政府の度重なる経済対策により、自動車・家電等の一部製造部門の上向きはあるものの、不況があらゆる職業職種に大きな影響を与えております。加えて、本年９月１７日に国交省が公表した７月１日時点での都道府県地価（基準地価）においても、不況下の土地需要減により下落幅が６年ぶりに拡大したとのことでありました。このように不況下であるために、行政書士事務所運営を取り巻く環境は非常に厳しいと思われます。行政書士としても正念場であり真の力量を問われる時でもあると考えます。

どうぞ栃木会の皆さん、更に互いに切磋琢磨して叡智を結集し、この苦難を乗り越え、さらには依頼人により信頼される、延いては真に社会に大いに「貢献」できる行政書士、そして人を目指そうではありませんか。お互いに頑張りましょう。

本年度もよろしくお願いいたします。

会社法の概要

以前の会社に関する規定は、商法第２編、有限会社法、商法特例法などさまざまな法律にわたっていました。これらの内容を１つにまとめて再編成されたのが会社法です。

平成１８年５月に施行されたこの法律は、明治以来の大改正となるため、俗に新会社法と呼ばれています。

１．会社法による主な改正点

	改正前	改正後
取締役の人数	有限会社：１名以上 株式会社：３名以上	株式会社：１名以上 取締役設置会社は、３名以上
役員の任期	有限会社：任期なし 株式会社：２年	株式会社：２年 株式譲渡制限会社は最長１０年
監査役の人数	有限会社：任意設置 株式会社：１名以上	株式会社：任意で設置
最低資本金	有限会社：300万円以上 株式会社：1,000万円以上	株式会社：１円以上
商号	同一市区町村内で同一の類似商号の禁止	同一住所の同一商号でなければ可
払込金の保管証明	資本金の払込を証明する払込金保管証明書が必要	発起設立の場合、預金通帳の写しなどで可
現物出資における検査	資本金の５分の１以上かつ500万円以下ならば、検査役の調査不要	財産の総額が500万円以下ならば、検査役の調査不要
株券	原則として発行	原則として発行不要。定款で定めないと発行できない

２．「株式会社」と「持分会社」の２本立て

会社法では、有限会社が廃止され、合同会社が創設されました。また、会社は、株式会社と持分会社のグループの２本立てとなりました。

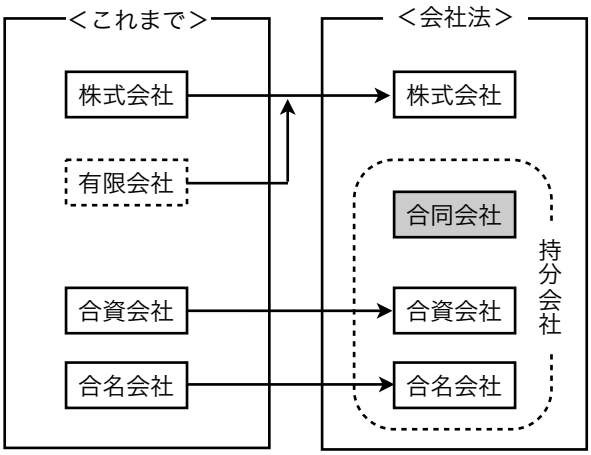

※これまでの有限会社は、施行日以降「特例有限会社」として存続します。

２．最低資本金規制の廃止

これまで会社を設立するためには、株式会社では1,000万円以上、有限会社では300万円以上の資本金が必要でした。会社法では、この最低資本金規制が廃止され、株式会社を資本金１円で設立可能となりました。

しかし、会社設立後の事業展開や事業開始のための許認可等の取得を考慮して設立時の資本金を検討する必要があります。

３．会社にあわせた機関設計

株式会社には、株主総会や取締役をはじめ、取締役会、監査役、会計監査人などさまざまな機関があります。

<table>
<tr><th>改正前</th><th colspan="5">改正後</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">有限会社</td><td rowspan="4">株式譲渡制限会社</td><td rowspan="2">取締役会設置</td><td>大会社</td><td>取締役：３名以上
監査役：監査役、監査役会、委員会のいずれかを選択して設置
会計監査人：必ず設置</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>取締役：３名以上
監査役：監査役、監査役会、委員会のいずれかを選択して設置
会計監査人：任意</td></tr>
<tr><td rowspan="3">株式会社</td><td>譲渡制限あり</td><td>取締役会なし</td><td colspan="2">取締役：１名以上
監査役：任意</td></tr>
<tr><td rowspan="2">譲渡制限なし</td><td rowspan="2">公開会社</td><td rowspan="2">取締役会は必ず設置</td><td>大会社</td><td>取締役：３名以上
監査役：監査役、監査役会、委員会のいずれかを選択して設置
会計監査人：必ず設置</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>取締役：３名以上
監査役：監査役、監査役会、委員会のいずれかを選択して設置
会計監査人：任意</td></tr>
</table>

４．株式譲渡制限

株式会社では、株式を自由に譲渡することができます。ただし、定款に株式譲渡制限の規定を設けることで、株式の譲渡を制限することができ、会社法では会社を公開会社と株式譲渡制限会社の２つに分けています。

①公開会社は、発行する株式の全部又は一部に譲渡制限が付与されていない会社

②株式譲渡制限会社は、発行する株式の全部に譲渡制限が付与されている会社

＜株式譲渡制限会社の主な特典＞

①	取締役会の設置をしなくてもよい。
②	取締役や監査役の任期を定款の規定で最長１０年まで延長できる。
③	監査役の権限を会計監査に限定できる。
④	議決権制限株式の発行限度がない。
⑤	剰余金の配当、議決権などについて株主ごとに異なる取り扱いができる。
⑥	取締役を株主に限定できる。
⑦	株主から請求がなければ株券を発行しなくてよい。
⑧	相続や合併による株式移転も承認の対象とすることができる

５．会社法施行後の会社形態

会社法施行後の会社には、①株式会社　②合同会社　③合資会社　④合名会社の４種類の会社の形態があります。

また、会社法では出資者を社員といい、会社の形態ごとの比較を一覧にすると次のようになります。

＜会社形態の比較＞

	株式会社	合同会社	合資会社	合名会社
社員の責　任	有限責任	有限責任	無限責任又は有限責任	無限責任
最　低資本金	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
設立時社　員	１名以上	１名以上	２名以上	１名以上
取締役の　数	取締役会設置会社は３名以上 取締役会非設置会社は１名以上	全社員（原則）	無限責任社員（有限責任社員も可）	全社員
取締役の任期	原則２年 株式譲渡制限会社は最長10年	無制限	無制限	無制限
公開性	公開又は非公開	非公開	非公開	非公開
最高意思決定機関	株主総会	全社員の同意	全社員の同意	全社員の同意
定款認証 認証料 印紙税	必要 ５万円 ４万円 電子定款は不要	不要 不要 ４万円 電子定款は不要	不要 不要 ４万円 電子定款は不要	不要 不要 ４万円 電子定款は不要
登記時の登録免許税	資本金の７／1000 最低１５万円	資本金の７／1000 最低６万円	６万円	６万円

６．株式会社の設立

会社法では、株式会社の設立方法には「発起設立」と「募集設立」の２通りがあります。

発起設立は、発行する株式のすべてを発起人が引き受ける方法です。また、募集設立は、発行する株の一部を発起人が引き受け、残りの株式については株主を募集する方法です。

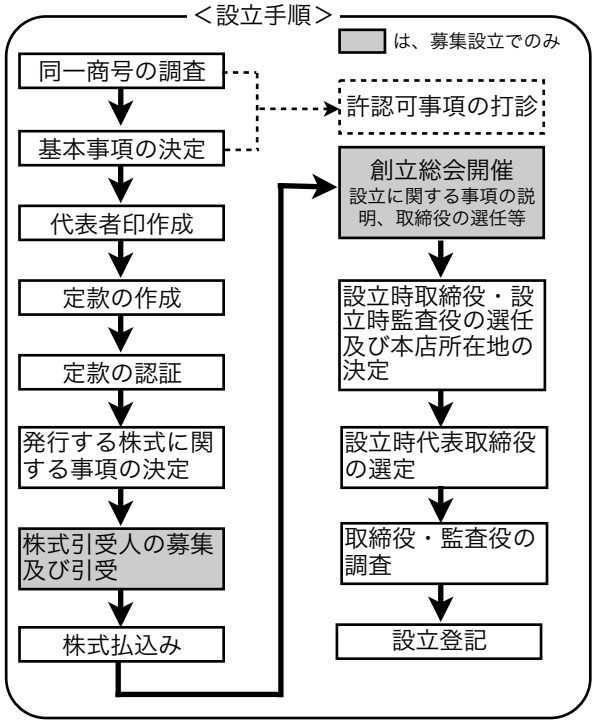

７．会社の事業目的によっては、会社設立後に事業開始のために必要な許認可の取得が必要な場合があります。

＜許認可の区分と主な業種＞

区分	申請先	受付窓口	業　種	関係法令
許可	知事	保健所	飲食店	食品衛生法
			旅館業	旅館業法
	知事又は市長	環境森林事務所又は市役所	廃棄物処理業	廃掃法
	国土交通大臣又は知事	土木事務所	建設業	建設業法
	公安委員会	警察署	風俗営業	風営法
			古物営業	古物営業法
登録	国土交通大臣	陸運支局	倉庫業	倉庫業法
	知事	県庁	国内旅行業	旅行業法他
免許	税務署長	税務署	酒類販売	酒税法
	知事又は国土交通大臣	県庁	宅地建物取引業	宅建業法
届出	知事又は市長	保健所	理容院 美容院	理容院法 美容院法

栃木県行政書士会カレンダー（１１月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
4	水	総務部会	10:00～	総務部
		試験本部員打合会	13:30～	
		足利市市民相談室行政書類（遺言など） （於：足利市役所１階市民相談室）	13:00～16:00	足利支部
5	木	制度推進部会	13:30～	制度推進部
8	日	行政書士試験		
9	月	編集会議	13:30～	広報部
		行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
10	火	法定業務研修（遺言・相続・遺産分割）	10:00～17:00	業務研修部
11	水	〃	10:00～17:00	業務研修部
		ＴＩＡ相談会	10:00～	総務部
		外国人在留資格相談（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:30～16:30	足利支部
12	木	成年後見研修会中級第１回・第２回	10:00～	業務開発部
14	土	行政書士無料相談（於：佐野市 茂呂山老人福祉センター）	10:00～14:00	佐野支部
		フェスタ in パルティ「行政書士無料相談会」 （於：パルティとちぎ男女共同参画センター）		宇都宮支部
15	日	無料相談会（於：東武　大田原店）	10:00～15:00	那須支部
		無料相談会（於：西那須野公民館）	10:00～15:00	那須支部
16	月	登録説明会	10:00～	総務部
		宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00～17:00	宇都宮支部
17	火	行政書士基礎講座　都市計画法	13:30～	業務研修部
		新入会員オリエンテーション	10:00～12:00	総務部
19	木	産業廃棄物特別研修	9:30～	業務研修部
24	火	三士会反省会（於：ホテル丸治）	18:00～	制度推進部
26	木	成年後見研修会中級第３回・第４回	10:00～	業務開発部
		関地協連絡会		
27	金	〃		
28	土	福利厚生旅行（房総半島）		総務部
29	日	〃		総務部

他会の動きダイジェスト

・一般社団法人北海道成年後見支援センター設立 ・２４時間テレビチャリティ募金活動参加	北海道会
・成年後見サポートセンター発足 ・県国際交流協会との連携による外国人無料相談会について	石川会
・顧問弁護士法律相談実施	徳島会
・研修センター発足（新入会員研修・業務研修の開催、業務に関連する各種の情報収集や調査・研究、渉外活動を実施）	愛媛会
・イメージキャラクター決定	島根会
・行政書士地図検索サイト事業　http://fukuoka.a-gyousei.com	福岡会

＊宮城会の長門制度推進部長がお見えになり、先月号に掲載した『創作演劇　笑って学ぶ相続・遺言「３丁目の伊達家」』のＤＶＤをいただきました。ご覧になりたい方は事務局まで。

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題	備考
お知らせ	H21.9.9	規制改革会議　全国規模の規制改革要望に対する各省庁からの再回答について	
544	H21.9.9	入国・在留諸申請に係る提出資料の簡素化に係る詳細について	
お知らせ	H21.9.16	【内閣官房・内閣府】特区、規制改革、公共サービス改革集中受付に係る説明会(もみじキャラバン)の実施について	
581	H21.9.17	「道路運送車両法の一部改正に伴う自動車税等の納税確認」について	
582	H21.9.17	「宅建業電子申請システム利用促進説明会」の開催について	
595	H21.9.24	「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付に係る説明会」について（ご案内）	
635	H21.9.30	自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請に係る「まとめ払い」及び「一括利用」の新規利用希望会員の取りまとめについて（お願い）	
事務連絡	H21.10.2	【日行連第一業務部・事務連絡】特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化推進のための実施について	
事務連絡	H21.10.2	特定住宅瑕疵担保の履行の確保に関する法律の本格施行に際する留意事項について	
事務連絡	H21.10.5	タクシー適正化・活性化法施行の国土交通省発表資料について	

「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付に係る説明会」について

～日行連より～

標記の件について、政府では、今秋の「もみじ月間」に先立ち、各地で「もみじキャラバン」(10 月中）を開催する予定です。

今回は従前のキャラバンと比べ、特区制度の実務的説明により重点が置かれ、地域活性化関連の提案･要望等に応じる個別相談会も開催されることになっております。

関係単位会におかれましては、下記サイトの「もみじキャラバン」の日程等を参考にされ、この機会を積極的に活用されますよう、ご案内申し上げます。

○「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付に係る説明会」の実施について

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/090908bosyu.html

平成２１年度建設業者講習会の開催について　～栃木県県土整備部より～

栃木県県土整備部より、標題の講習会開催についての案内がありました。

１．内容（予定）

（１）建設業経営支援セミナー　（(株) 建設経営サービス）

開催日	タイトル	講師
11／6	「これからの建設業者の生き残り策を考える」 ～建設投資の減少に伴う企業の進むべき道～	滝口　兼悟
11／9	「経営分析力で差をつける経審対策のポイント」 ～「経審力」アップのための財務管理の基本をおさえる～	石井　修一
11／11	「元金融マンが教える 知らないと損をする金融機関との付き合い方」	太田　健爾

（２）下請契約における代金支払の適正化等について

（３）総合評価における書類審査のポイント

（４）経営事項審査の申請における留意点について

（５）その他

※（２）～（５）については、下記３会場共通。

２．開催日時・会場

（１）１１月　６日（金）午後２時～４時３０分

栃木県総合教育センター　大講義室

宇都宮市瓦谷町１０７０　TEL ０２８－６６５－７２００

（２）１１月　９日（月）午後２時～４時３０分

栃木市文化会館　小ホール

栃木市旭町１２－１６　TEL ０２８２－２３－５６７８

（３）１１月１１日（水）午後２時～４時３０分

那須野が原ハーモニーホール　小ホール

大田原市本町１－２７０３－６　TEL ０２８７－２４－０８８０

３．対象者

（１）県内の建設業者、測量・建設コンサルタント等業者

（２）市町職員

（３）建設業関係団体職員等

（４）その他関係者

４．その他

（１）参加を希望する者については、上記３回のうち、いずれの日に参加しても差し支えない。

（２）資料は当日配布する。申込不要。

農用地利用計画変更（農振除外）申出の凍結について

～栃木市より～

栃木市より、市町村合併に伴い新市の農業振興地域整備計画を策定する関係で、農用地利用計画の変更（農振除外）申出については平成２１年１０月末の受付をもって凍結するとの連絡がありました。

なお、新市での変更申出の受付は、新市計画策定の進捗状況によりますが、平成２２年１０月末からの予定となります。

事業承継施策説明会開催について

～（独）中小企業基盤整備機構関東支部より～

（独）中小企業基盤整備機構関東支部主催による標記説明会が開催されます。実務家向けの説明会と中小企業経営者、後継者向けの説明会がそれぞれ開催されます。詳しくはＵＲＬ先資料を参照ください。

・中小企業の事業承継支援に当たる実務家向け　10/27（火）10:00～17:00　（申込〆切10/23）
http://www.gt9.or.jp/gyosei/ado/data/kenshu/090929/事業承継説明会（10月）開催案内.pdf

・中小企業経営者、後継者等向け　12/8（火）13:00～17:00　（申込〆切12/2）
http://www.gt9.or.jp/gyosei/ado/data/kenshu/090929/事業承継説明会（12月）開催案内.pdf

道路運送車両法の一部改正に伴う自動車税等の納税確認について

～国土交通省より～

平成２２年４月１日から道路運送車両法の一部改正が施行されることにより、登録自動車の構造等変更検査時における自動車税等の納税確認方法等が変更されます。

１．車両法第９７条の２第１項関係

検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に係る取扱いは従来通りであるが、登録自動車については、継続検査時のみならず構造等変更検査時においても自動車税の滞納がないことを証する書面の提示をしなければならないこととなった。

２．車両法第９７条の２第３項関係

改正前の車両法第９７条の２第３項においては、同条第１項の納税確認時に自動車税又は軽自動車税の滞納が確認された場合には、「継続検査をしない」と定められていたが、当該規定を自動車重量税、放置違反金等の納付確認と同様に、「自動車検査証の返付をしない」に改めることとなった。

研修詳細

成年後見研修会　中級（研修No.11, 12, 15, 16）　業務開発部主催

○研修項目および講師

第１回　11/12(木)10:00～　成年後見倫理と法制度　（業務開発部）※昼食申込要（希望者）
第２回　11/12(木)13:30～　介護保険制度　（業務開発部）
第３回　11/26(木)10:00～　身上監護のための知識　（業務開発部）※昼食申込要（希望者）
第４回　11/26(木)13:30～　法定後見実務と事例研究（フォレスト）

研修詳細

行政書士基礎講座　第４回（研修No.13）　業務研修部主催

○研修日時

11/17(火)13:30～

○研修項目および講師

都市計画法　はじめての開発行為（行政書士　前澤眞一）

研修詳細

産業廃棄物収集運搬業　特別研修会開催（研修No.14）　業務研修部主催

栃木県知事宛・宇都宮市長宛の産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る診断書作成特別研修会を下記要領にて開催します。

本特別研修を終了することにより、経理的基礎の審査基準（追加書類）にある、中小企業診断士などに、行政書士も含まれることとなります。

○研修日時

11/19(木)9:30～17:00

○研修科目および講師

時間割		研修科目	講師
１時限目	9:30～11:00	廃棄物の処理及び清掃に関する法律概要	行政書士
２時限目	11:10～12:40	産業廃棄物収集運搬業許可申請の実務	田渕　徹
３時限目	13:30～15:00	財務諸表に基づく経営分析	行政書士
４時限目	15:10～16:40	産業廃棄物収集運搬業の経営診断書作成の実務	松岡英彦

※４科目を終了した方には、４時限目終了後、栃木県行政書士会より修了書を交付します。
※行政書士作成の診断書類を提出する場合は、修了書の写しを添付する事となっております。

※前回までに何科目か受講された方はお手元の受講カードを確認の上、当日必ず持参下さい。
受講カード紛失の場合は、全科目再受講となりますのでご注意ください。
途中からの入退室の場合は、修了証の発行は行いません。

研修詳細

電子申請講座（研修№17）　　ＩＣＴ特別委員会主催

○研修日時

12 月 2 日（水）　13:30～

○研修項目および講師

・最新の電子定款申請をやってみよう！（行政書士　青木裕一）

・ＰＣバックアッププランの紹介　　（行政書士　山本　護）

募　集

研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修No.	研修名	受講料	申込〆切	申込	テキスト申込	昼食※
11	成年後見研修会　中級　第１回 **成年後見倫理と法制度**	500 円	11/5		—	
12	成年後見研修会　中級　第２回 **介護保険制度**	500 円	11/5		—	—
13	行政書士基礎講座　第４回 **都市計画法　はじめての開発行為**	無料	11/10		—	—
14	特別研修 **産業廃棄物（1 時限目～4 時限目）**	500×4	11/11		—	
15	成年後見研修会　中級　第３回 **身上監護のための知識**	500 円	11/19		—	
16	成年後見研修会　中級　第４回 **法定後見実務と事例研究**	500 円	11/19		—	—
17	**・最新の電子定款申請をやってみよう！** **・ＰＣバックアッププランの紹介**	500 円	11/27		—	—

※　昼食は 800 円のお弁当です。料金は当日頂きます。

＊　年間の研修一覧、対象者等については、行政とちぎ８月号 P. 15 をご覧下さい。

支部名		氏　名	

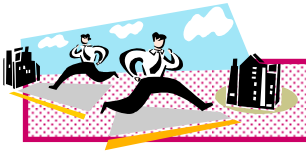

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

おじゃました事務所は、国道２９３号に面し、並行して西に東武日光線が通っています。

そしてこの町内は、平成３年に市街化区域を、住民の運動で一部市街化調整区域に、逆線引きした珍しい地区です。

さて、ここの事務所の首長は体を鍛えることが好きで、朝４時３０分起床、ジョギング、バイク、ダンベル体操してから仕事に入るそうです。

１．氏名
石嶋利彦（いしじま　としひこ）

２．事務所
鹿沼市上殿町３２５番地１

３．入会
平成６年７月１日

４．入会の動機
兼業で土地家屋調査士、測量業を営む中で、仕事に精通する面が多々あり、入会しました。

５．得意業務は
ここまでくれば解るでしょう！

６．悩みは
愛犬チャッピーがフィラリアにかかり、重病説も。馬鹿な犬ほど可愛いものですよ。

７．気になることは
最近、批判するばかりの評論家が増えたね。無責任で偉ぶって、心の狭い奴ばかり。人を褒めたり、感動させたりする者は居ないのかね。

８．好きな言葉は
大丈夫。

９．ご家族は
個性のある集まり、６人家族。

１０．趣味は
中国語と競艇、それからボランティア。

１１．楽しみな事
小林支部長と、宇都宮駅東での回遊、そして発掘。

１２．最後に
仕事でも遊びでも、人に流されるようじゃ駄目だね。仕事は強いプロ意識を持って臨み、ストレスなんて要らない、人にあげるものですよ。そして人間【粋】でありたい。

（鹿沼支局長　山ノ井一男）

支 局 情 報

【小　山】

秋の交通安全運動実施

９月２４日（木）午前７時半より、小山警察署・小山地区交通安全協会及びその他関係団体とともに、秋の交通安全運動の一環として、小山市内国道４号線の羽川交差点にて、チラシやマスク、ティッシュ等の粗品を配布し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけた。私たち一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、「交通事故のない社会」を実現できるよう、本安全運動の展開に連動した取組を今後も続けていきたい。

（支局長　作道みゆき）

【宇都宮】

平成２１年度第３回理事会・幹事会開催

９月２５日行政書士会館にて宇都宮支部第３回理事会が開催された。理事全員が出席し、今後行われる事業の最終確認をした。

会員向けには「支部研修旅行」と「研修会の開催」。対外的には「無料相談会の開催」や「行政書士制度広報月間への協力」などを行う。支部研修旅行は、県行政書士会との共催とし、既に会員に案内済みである。研修会は業務指導広報部が研修チームをつくって準備してきた「行政書士の業務アラカルト～行政書士はこんなことができる！」および「国籍法入門」、年明けには小平裕一会員による「契約書作成業務（離婚協議書）」の研修が予定されている。無料相談会は、昨年に引き続き「宇都宮城址まつり」と「フェスタｉｎパルティ」に参加する。理事会では昨年の様子が紹介されると、一同に笑いが出て和やかな空気に包まれた。当日はお祭り気分を楽しみつつ、広報活動が出来ることと思う。そのほか、行政書士制度広報月間の活動、官公署窓口規制の強化としての規制表示板設置などが議題に上がった。

活動の影には担当する人がいて、一つ一つの事業を支えていること。それが地道であっても行政書士の知名度アップとなり、安心して仕事をご依頼いただける環境づくりにつながっていくこと、等々今回の理事会で改めて感じた次第である。

続いて行われた日政連栃木会宇都宮支部第３回幹事会では、宇都宮支部会員であり、市議会議員をされている郷間康久氏の活動報告がなされた後、事業活動の「支部だより」の発行や「知事を囲む会の開催」について話し合われた。郷間氏が理事に加わっていることで、支部活動がより多面的となり、力になっている事を改めてお伝えしたい。

（支局長　遠藤美代子）

【栃木・小山】

栃木・小山支部合同研修会開催

平成２１年９月１１日栃木サンプラザにて、栃木・小山支部合同の研修会が開催された。「建設業財務諸表について」をテーマに、経営状況分析機関である㈱ネットコアを講師に迎え、「決算報告書から建設業法上の財務諸表へ転記する際の注意点」を中心に講義を受けた。建設業許可申請は行政書士の主要業務の１つであり、約 30 名が出席し、その関心の高さを覗わせた。建設業法上、法人税等はすべて発生主義にて計上するため、現金主義で作成されている決算報告書には特に注意が必要である。また経営事項審査を受ける事業者の場合、決算書が税込みで作成されている場合はそれを税抜きにする必要があるが、消費税部分は営業外収益で処理されることが多いため、経営審査のＰ点に関わる営業利益が決算報告書より下がってしまい、会社とトラブルになるケースもあるという。会社の実態に合わせた正確な財務諸表を作成できるよう、経営審査を受審する会社にはぜひ税抜で決算書を作成いただくよう指導したいものである。

新入会員も数多く出席し、行政書士として実務を行う上で、今回の講義は大変参考になったことと思う。恒例の懇親会も多岐にわたる話題で盛り上がり、栃木・小山支部の交流の深さ、会員一人一人の温かさを改めて感じた１日であった。

（支局長　作道みゆき）

日本最古の学校

足 利 学 校

足利は３００ほど立ち並ぶ神社・仏閣と中心部を西から東へと横切る渡良瀬川、三方を囲む足尾山塊南端の低い山並が醸し出す景観によって東の京都と呼ばれています。

今回は足利の名所・旧跡の中から、中世、宣教師フランシスコ・ザビエルにより坂東の大学と海外に伝えられ、日本史の教科書にも取り上げられる足利のランドマーク、日本最古の学校、足利学校を紹介することにしました。

足利学校のある足利中央部は近年、電線の地中化、小路の石畳化、美術館の開設などにより観光地化が進んでいるエリアです。石畳の小路を北に進むと入徳門の黒塀が視界に入ってきます。入徳門を抜けると松並木が続き左手に孔子の石像、小さな稲荷社、右手に管理事務所さらに進むと足利学校のシンボル学校門。古の学徒は２つの門をくぐり抜けることによって心を正したことでしょう。

学校門を抜けると左側の建物は大正時代に建てられた遺蹟図書館、国宝・重文を含む古書が保管されていました。正面の建物は孔子廟、四方を白塀で囲まれ杏壇門より入場します。入徳門・学校門・孔子廟は江戸時代初期に建てられ往時の姿を現代に伝えています。足利学校では儒学を中心に易学･兵学･医学を教えていたと文献に記され、儒学の祖、孔子が祭られています。伝説を残す字降松、やはり孔子ゆかりの楷の木など緑につつまれた一角を右に進むと平成２年、発掘調査と江戸時代中期の絵図面などにより復原された茅葺きの方丈・附属の建物群・日本庭園が現れます。古の世に講義が行われていた方丈は、平成の世さまざ

まなイベントが開催され、生涯学習の拠点として甦りました。この一角は広々としており、藤棚・池を配した庭園などが楽しめます。外周も南面と東面が土塁・水堀に復原され、いつの頃かカルガモの泳ぐ光景へと変わりました。ひながかえる６月頃には愛らしいカルガモの親子を見ることができます。約５５００坪の校内を散策された後は、隣接した足利氏宅跡のばん阿寺、高台にある織姫公園中腹の織姫神社が見どころです。

足利には中央部の他、東部・西部・南部・北部いたる所に名所・旧跡・ハイキングコースがあり身近な観光地として訪れてみてはいかがでしょうか。

（支局長　木村　昇）

受付時間
午前９時～午後４時30分（４月～９月）
午前９時～午後４時（10月～３月）

休館日
第３月曜日（祝日・振替休日のときは翌日）
年末（12月29日～12月31日）

史跡足利学校事務所
〒326-0813 栃木県足利市昌平町2338番地
TEL 0284-41-2655　FAX 0284-41-2082

ホームページ
http://www.ashikagagakko.jp/

「私の心象風景」

東京の友人から木村政雄さん（吉本興業の取締役だった人）が編集人を務める約３年前のフリーペーパーが送られてきました。矢沢永吉さんの記事が掲載されています。にわか雨が振る寸前のモクモクと湧き出てきた黒い雲のように邪悪で意地悪な私の心に、ある記憶が甦ってきました。

数年前、民放ラジオ番組に木村さんが週１回レギュラー出演されていました。余談ですが、この番組には、かつて故・山城新伍さんも出演されていました。「仁義なき戦い」で演じる山城さん、最高でした。合掌。もう１つ余談。やはり先頃亡くなられた川村カオリさん。昔、海外リゾート地のキャンペーンCMに出演されていました。リゾートホテルのプールサイドなどをパフォーマンスしながら数人を引連れ行進していました。この人矢沢さんのファンだ、と私は直感しました。確信のないまま数年、ＦＭラジオ番組での矢沢さん特集の中で、彼女がコメントを寄せていました。「ＣＭで矢沢さんの物真似をした」「昔やっとチケットを手に入れたのに、両親の反対で行くことができなかった。ライブを見ていたはずの時間、ずっとベッドで泣いていた」などなど。いい話でした。再び、合掌。

話は戻って、その番組内で木村さんが「荒木経惟（アラーキー）さんが矢沢さんを撮影する現場に立ち会った」「矢沢さんがテンションの高さで、あの荒木さんを圧倒していた」「月刊誌に掲載されます」といった主旨の話をされました。そのときには探し出すことのできなかった、その「月刊誌」です。すっかり忘れた数年後に「月刊誌」の方から飛び込んでくるとは、まさに、飛んで火にいる夏の虫（×）。わざわざ知人から譲ってもらってまで送ってくれた友人の行為に、さわやかな秋の青空を感じました（何故今頃という疑問は残るものの）。私が日頃から善行を積んでいた賜物です。まさに、牛に引かれて善光寺（×）。邪悪な心で、優しい行い。露悪趣味な偽善者とは私のこと。

再び余談。書店で「ＣＲＥＡ」という雑誌を手にしました。ネコの特集号です。表紙に「追悼／女番編集長レナ」とあります。レナはネコです。「女番（すけばん）社長レナ」「女番（すけばん）編集長レナ」という２冊のネコマンガ（ネコの写真にセリフをつけたマンガ）本を出している、気品のあるシロネコです。「追悼」とは「死んだ人の生前をしのび、おしみ悲しむこと（三省堂国語辞典）」です。え～えっ、レナが死んじゃったの。記事によると今年の２月３日に亡くなったそうです。ウチのミー（バックナンバー参照されたし）が亡くなる２０日前です。知りませんでした。レナのネコマンガがミーの死でカラッポになった私の心を癒してくれていたのに、まさかミーより先に亡くなっていたとは。心の中の黒い雲から雨が降り出してきました。レナにも合掌だニャ～。

またまた余談。ＮＨＫ教育テレビの「若い広場」の再放送がありました。今年還暦を迎えた矢沢さんが３０年前に出演した番組です。ニット帽を目深に被り語る矢沢さん、３０歳（計算式は６０－３０＝３０）。当時大反響から２～３回再放送はされたものの、その後は当然ながら見ることができなかった映像。ＮＨＫが過去の番組を放出する姿勢を見せ始めた数年前から、邪悪で意地悪な心で秘かに期待していました。少しずついろいろな番組で小出しされていましたが、まさかほぼ丸々再放送していただけるとは。さすが国営放送。天邪鬼な私でも、放送受信料をおとなしく支払いたくなります。

○○クン（東京の友人）、万歳。国営放送、万歳。これが結論だニャ～。

（足利支部　杵渕　徹）

新型インフルエンザについての報道が、再び増えてきた。新型インフルエンザは、日本で初めての発症が確認された後、季節性インフルエンザが収まりをみせる梅雨・夏の時期にも、じわじわと広がり続け、１０月初め頃から、数度に渡る段階的流行が予測されている。日本で初めて発症が確認された頃、皆が一斉にマスクを購入しようとしたため、どこのマスク売り場でも売り切れ状態が続いていた。既に、流行するとされる時期に入っており、今後、流行の加速が予想されるため、再びマスクの売り切れ状態が起こることを心配していたが、現在のマスク売り場を覗いてみると、一時的にマスクが売り切れ状態となることはあっても、その後すぐ、新たに入荷・補充されているようだ。メーカーや小売店は、秋から冬にかけての流行を予想して準備していたのだろう。

ワクチンに関しては、日本国内での製造量に限りがあるため、ワクチン接種の優先順位やワクチンの輸入について、検討されていたようであるが、予防接種が実際に受けられる時期等、未だ不明な点も多い。また、今後は毎年の季節性インフルエンザが流行する時期と重なるため、更に注意が必要となるだろう。

日本では、政権交代が行われ、この問題についての対応も期待されるところだが、手洗い、うがい、マスクの着用、手のアルコール消毒等、個人でできる予防法もある。情報が氾濫する現代、情報に振り回されてしまうことも多いが、新型インフルエンザの流行に備えて、まずは各個人が多くの情報から冷静な判断で正しい知識を得、予防を確実に行う等して、自分自身の身を守ることが重要となるだろう。

（那須支局長　冨田倫子）

交差点

車庫証明宇都宮センター総会開催

平成２１年度の定期総会が９月４日（金）伊東園ホテル鬼怒川グリーンパレスにて開催された。会員数４７名のところ、本人出席２３名・委任状出席２０名で定数を満たし、適正に成立した。

第一号議案平成２０年度事業報告、第二号議案決算報告が承認され監査報告が行われた。車庫証明の受注は、長引く不況の影響により苦しい事業展開が続いたが、エコカー減税等の景気対策の好影響や新規のディーラーからの依頼の増加等もあり、明るい兆しも見えてきた。第３号議案平成２１年度事業計画(案)が承認され、閉会した。

閉会後は、懇親会で盛り上がり、会員同士交流を深めた。

（宇都宮センター　齋藤丈威）

外国人関係相談機関連絡会議に参加して

９月１７日､｢平成２１年度外国人関係相談機関連絡会議」が栃木県庁研修館で開催され、当会も相談業務に携わる関係機関として出席した。

連絡会議には、県・市町の関連課の他、労働基準監督署、職業安定所、警察署、児童相談所、医療機関等、日常的に外国人市民から相談を受けている４２団体が参加、今後の活動における連携について意見交換を行った。

会議に先立ち、小山市外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」の坂本鈴子教諭が「多文化の子どもをつなぐ現場から」と題して講演を行った。坂本氏から、教室「かけはし」において初歩的な日本語が分からない外国人の子どもたちのために、一定期間、集中的に日本語指導や学校生活への適応指導をされている立場から、教育現場と県内各相談機関との連携の可能性、また、経済不況による外国人児童生徒及びその家族を取り巻く環境の変化等についてのお話があった。

次に、参加関係機関による意見交換が行われ、各機関の外国人支援の取組み、相談事例、今後の活動方針等、活発な意見交換が行われ、各機関から我々行政書士に対して在留資格、入管手続、国籍など様々な質問も寄せられた。

我々行政書士は、外国人市民にとって最大の問題ともいえる在留資格・入管手続について最も深い知識と資格そして実務経験を有している存在である。外国人市民及びその家族のための相談窓口として更なる信頼を得ていくために、より一層、専門性を高めるための研鑽、職務倫理の確立、各関係機関との連携を深めるための交流事業等、行政書士会として、また一人の外国人関係業務を行う行政書士として、今後、取り組むべき課題を再確認した会議であった。

（総務部　永島正志）

予 告

広報部よりお知らせ

栃木県行政書士会ホームページ｢会員専用｣のパスワードが変わります

会員専用トピックス、会員専用掲示板、Ｗｅｂグループウェア等をご利用いただける「会員専用」ページに入るためのパスワードを変更することになりました。

変更予定時期：平成２２年１月
変更後の新パスワード：
会員事務所宛に送付予定

※新パスワードの送付は１２月頃を予定しております。

栃木県行政書士会員の動き

【退　会】　　（平成 21 年 9 月 30 日現在）

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
宇都宮	時田恒平	H21.9.14	廃　業	那　須	中村行臣	H21.9.30	廃　業

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
佐　野	稲葉壯吉	事 務 所	佐野市上台町 2012－3
小　山	坂入真紀	氏　　名 事 務 所 事務所名称	関口　真紀 小山市城北１－19－41 行政書士関口事務所
小　山	梶井伸浩	事 務 所	小山市城北 1－19－41
宇都宮	五月女伸夫	事 務 所	宇都宮市中岡本町 2407－8

会員の皆さまへ　　広報部

会員トピックスをチェックしよう！

当会ホームページ「会員専用」ページにて、会員向けの各種情報を随時掲載しております。会報の発行日に間に合わない情報もこちらに掲載されます。

できるだけまめにチェックすることをお勧めします。

編集後記

来年の２月２２日（行政書士記念日）に開催する講演会の案内を裏表紙に掲載しました。行政書士について、一般の方々に広く知っていただけるイベントにしたいと考えております。高齢者限定ではありませんので、皆様ぜひお誘い合わせの上ご来場ください。

（田代）

行政とちぎ 10 月号 No.394

発行人　栃木県行政書士会　会長　住吉和夫
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

表紙写真：広報部　関 比佐江

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政とちぎ 2009.10
平成21年10月15日発行　第394号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

■行政書士成年後見制度支援開始記念■

高齢者 あんしん 講演会

講演 1

遺言のすすめ

栃木県行政書士会会長 住吉和夫

講演 2

自然がくれた人間力

タレント 高木美保さん

1962 年東京都葛飾区生まれ。
1984 年映画デビュー後、ドラマ、バラエティなど、様々なテレビ番組で活躍。
1998 年栃木県那須高原での自然豊かな生活をはじめる。 自給自足を目標に、 有機無農薬野菜作りなど農業にも取り組む。

入場無料（先着 500 名）

■応募方法
往復はがきに氏名・人数・住所・電話番号をご記入のうえ、 下記まで郵送して下さい。

〒 320-0046 宇都宮市西一の沢町 1-22
栃木県行政書士会　電話 028-635-1411

■応募〆切　平成22年1月10日

※応募〆切後、 はがきにて結果をお知らせします。 先着500名までの方には、 整理番号を印字して返信しますので、当日忘れずにお持ち下さい。

平成 22 年 2 月 22 日（月）
午後 1:40 開場　午後 2:10 開演
宇都宮市文化会館 小ホール

主催：栃木県行政書士会　協力：行政書士成年後見研究会

成年後見　相続　遺言　契約書　許認可

行政書士相談センター 028-638-0919（丸くいく）
電話無料相談（月～金　9:00 ～ 17:00　年末年始・祝祭日除く）

マスコットキャラクター
アドちゃん